

徳島県企業局訓令第3号

局 中 一 般

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

徳島県企業局長 木 下 慎 次

徳島県企業局職員服務規程の一部を改正する訓令

徳島県企業局職員服務規程（昭和四十一年徳島県企業局訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時的任用職員及び」を削る。

附 則

この訓令は、令和二年四月一日から施行する。